

平成20年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成20年12月17日(水曜日)

議事日程 第3号

平成20年12月17日(水曜日) 午後1時開議

- 日程第1 陳情第6号 湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)として活用させていただきたい
(9月定例会継続審査分)
- 請願第9号 全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願について
- 日程第2 請願第10号 後閑稗田地区筆界未定地解消について
- 日程第3 議案第106号 みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について
議案第107号 みなかみ町立にいほるこども園条例の制定について
議案第122号 土地の処分について
- 日程第4 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第110号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第111号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第112号 みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第113号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第114号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第105号 町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要について
議案第116号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第123号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第8 議案第124号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第125号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
議案第126号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第127号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第128号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第129号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 教育施設検討特別委員会委員長報告(中間報告)
- 日程第11 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第12 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第6号 湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい
（9月定例会継続審査分）
請願第9号 全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願について
- 日程第 2 請願第10号 後閑稗田地区筆界未定地解消について
- 日程第 3 議案第106号 みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について
議案第107号 みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について
議案第122号 土地の処分について
- 日程第 4 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
※修正動議 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例に対する修正動議について
- 日程第 5 議案第110号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第111号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第112号 みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第113号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第114号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第105号 町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要について
議案第116号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第123号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 8 議案第124号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第125号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
議案第126号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第127号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第128号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第129号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 教育施設検討特別委員会委員長報告（中間報告）
日程第11 閉会中の継続審査・調査申出について
日程第12 字句等の整理委任について
-

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課滞整GL	石坂和利君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

開 会

午後1時00分 開議

議 長（傳田創司君） みなさん、改めまして、こんにちは。

本日は、議員各位ならびに町長をはじめ、執行部の方々には定刻までにご参集いただきまして、誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は23名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

- 日程第1 **陳情第6号 湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を
認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）
として活用させていただきたい（9月定例会継続審査分）**
**請願第9号 全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に
求める請願について**

議 長（傳田創司君） 日程第1、陳情第6号、湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい（9月定例会継続審査分）、請願第9号、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願についてまで、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました「陳情第6号、湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい（9月定例会継続審査分）」について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

始めに担当課長より、次のように説明がありました。

町としては、施設検討委員会で廃止の方向であり、保健福祉課としての利用は週1回程度で、他の施設利用でも事業はできる。月夜野地区にある「みなかみ保健福祉センター」を拠点として、保健事業の推進を図りたいとの説明を受けました。

質疑では、町として保健センターは1箇所、新治保健センターの建物はどうするのか、5年をぐらいを目途に廃止をしていきたい、健診等については隣の農村改善センターで対応したい。特養老人ホーム西峯の郷には、待機者がいるが、このグループホームができれば行くことができるのか、認知症の者は行けます。町は建物を残すのか、壊すのか。すぐに壊すことはない、今の施設をグループホームとして使うには改修しないと使えない。

NPOに貸すとしたら一切がっさい自分達の力で運営していくことができるのか、制度的な融資や補助金はあるが、町が整備をして公設民営なことは考えていない。

西峯の郷の待機者が100人います、町として貸した後の利用を踏まえ、責任があるのではないか、改修することはお貸しするか譲渡することになります、グループホームは営業をするわけですから一定の線引きはしないとイケない。

無償で払い下げるには、町としての覚悟が必要である。無償譲渡と言っても直ぐにNPOというわけにはいかない、保健センターを廃止するにも目的がないと廃止はできません、合併して空き施設がある、施設の活用としては良いと思われます。

待機者も含めて、施設の必要性がある。町としての方向性を出す必要があります。限定をして決定することはできません。一つの候補としては認められる。施設としては公募する予定です。今、申しあげました様々な質疑、意見の中で結論は趣旨採択で、議会としての意志を示すことが良い。

以上、質疑を終わり、採決の結果、陳情第6号は全会一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。以上申しあげ、委員長報告といたします。

続きまして、本委員会に付託されました**請願第9号、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願**について、委員会における経過と結果について、ご報告申し上げます。

始めに担当課長より、国の社会保障審議会の年金部会が11月19日に開催され、その内容について説明がありました。

低年金、低所得者対策として、保険料の一部補助や単身高齢者らへの給付加算の導入、現行25年の最低加入期間を短縮、国民年金加入年齢の引き上げ等が検討されたことの説明を受けました。

質疑討論では、年金を掛けない者にも払いなさいということは認められないので反対する。財源の部分で消費税の増税ではなく、大型公共事業の見直し、軍事費の削減など必要経費を認めないで、あくまで見直しで財源を求めていることについて反対します。

全額国庫負担で最低保障して、すべての高齢者が安心して暮らせるようにして欲しいので賛成する。

以上、質疑討論を終わり、採決の結果、請願第9号は多数を以て、不採択とすべきものと決定いたしました。以上申しあげ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず陳情第6号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。

次に請願第9号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより陳情第6号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第6号の討論を終結いたします。

陳情第6号、湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい（9月定例会継続審査分）を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい（9月定例会継続審査分）は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより請願第9号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 請願第9号、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願について、反対討論を行います。

請願趣旨によりますと、「全額国庫負担による最低保障年金を創設して、すべての高齢者が安心して暮らせるようにして下さい。」とありますが、国民皆年金制度として、無年金者をなくし、高齢者が安心して暮らせるようになることは誰もが願うことであります。

しかし、全額国庫負担によりますと、その財源については、消費税の増税でなく、大型公共事業の見直し、あるいは大企業に応分な負担を求め、軍事費の削減、税金の使い方の見直しを上げております。そして、年金を掛けない者にも全員に年金を支給して欲しいということでもあります。これでは、国は持ちません。国の社会保障審議会でも低所得者への保険料補填の一部補助等も検討されております。

年金制度は、現役世代で年金を掛けて、高齢世代に入り、生活年金として受け取るという互助の仕組みにより成り立っております。こうしたことから、本請願については、反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 請願9号、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について、原案に賛成の討論を行います。

小泉改革以来、急激に格差社会が問題になりました。社会保障費の抑制政策により、国民の老後への不安が高まってきております。医療や介護と共に、年金は国民生活の根幹であり、この制度の充実が国民的な要求となってきております。

このような状況の中で、無年金者が100万人を超え、国民年金だけの約900万人の平均月額が4万7千円にしかなくなっておりません。年金受給者と共に、現役世代の問題も深刻になっております。若者の間では、低賃金のために保険料未納者が増えておりますし、ご存知のように、企業のリストラや合理化が強められ、これまで保険料を納めていた働く

人たちも納付できなくなる人が増えています。

現行の「保険料方式」による公的年金制度の「空洞化」は深刻で、年金制度崩壊さえ公然と言われるようになりました。

しかし、公的年金制度は、高齢者にとっては命綱です。「全額国庫負担による最低保障年金制度の創設」は、当初は大きな賛同が得られませんでしたけれども、年金をめぐる現状が深刻化する中で、全国市長会が国へ申し入れをするなど大きく流れが変わってきております。

今は、その実現のための財源をどのようにするかが議論の焦点になっていますが、財源は、消費税の増税ではなくて、ムダな大型公共事業の見直しや大企業にヨーロッパ並の応分の負担を求めるとか、軍事費の削減など、税金の使い方を見直すことによって、その財源は作れるのではないかと思います。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を国が責任を持って保障するためには、「最低保障年金制度」を創設して、すべての高齢者が安心して暮らせるようにする必要があります。この事を申し上げて、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第9号、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を政府に求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 請願第10号 後閑稗田地区筆界未定地解消について

議長(傳田創司君) 日程第2、請願第10号、後閑稗田地区筆界未定地解消についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 本委員会に付託されました請願第10号、後閑稗田地区筆界未定地解消について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

後閑稗田地区においては、戦時中、国の事業による軍事工場を建設のため、山の一部に横坑を掘り、その残土を周辺一帯の民地に埋め立てて処理したため、公図と現況とが合わず、昭和51年に国土調査事業で調査したが境界を確定できず、筆界未定地となっております。今回の請願は、後閑区長さんを代表とする13人の地権者により、この問題の解決を願うものであります。

審査当日、委員会・担当課と共に現地を踏査、登記簿上の面積43,936㎡、筆数7

0筆、地権者21人であるとの説明を受け、委員からは請願書の署名に全地権者が揃っていない点、全面積の24%が町有地でもあることから、町も全面的に解決に協力すべきである、予算措置においては国土調査期間も過ぎていることから、基本的に自己負担であるが、地権者の同意がある中で、関係機関と相談し、負担割合を示したらどうかとの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
請願第10号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。
これより請願第10号について、討論に入ります。
本請願に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。
請願第10号、後閑稗田地区筆界未定地解消についてを採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号、後閑稗田地区筆界未定地解消については、採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第106号 みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について

議案第107号 みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について

議案第122号 土地の処分について

議 長（傳田創司君） 日程第3、議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定についてから、議案第107号、みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について、議案第122号、土地の処分についてまで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第106号、107号、及び122号について、一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定について申し上げます。最初に担当課より説明を受け、質疑に入りました。

基金の繰替え運用についてはとの問いに、対象事業のみに使用することのこと。

運用状況の公表については、広報等で公表を考えている。この寄付は普通の寄付より控除は多いのかの問いには、多いとの答え。入る寄付と、出る寄付と、どちらか多くなるかには、まだ始まっていないので何とも言えないとのことです。

条例の名称は、「ふるさと納税」がわかりやすいのではに対しては、今町が推進している重要な施策でもある「環境力」を付けた「みなかみ町」ならでの名称とのことでした。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第107号、みなかみ町立にいほるこども園条例の制定**について申し上げます。

最初に担当課より説明を受け、質疑に入りました。

園児数はどれくらいに対しては、定員で保育園105名、幼稚園70名、計175名との事。子育て支援センターの所管はどこにの問いに対しては、現時点では保健福祉課であるとのことです。

工事の進捗状況はどうかには、来年4月1日の開園を目指し、現在内装工事をしている、仕上材等アレルギー対策もしている、園庭は2000㎡ぐらいをフェンスで仕切る、高木は切る、石階段は子供の安全を考えて一部スロープにするとの事、給食は施設内に調理室を作り対応するが、4～5歳児については新治給食センターから配送するとのことです。

将来、公設民営を目指しているが、今後の取り組みはどうかとの問いには、現在協議はされていないが、今後検討は必要との回答でした。

町全体として、こども園をどのように運営するのかビジョンが見えていない、また園を大きくすれば良いということではないとの反対意見もありました。

以上、質疑討論を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第122号、土地の処分**について、申し上げます。

最初に担当課より説明を受け、質疑に入りました。質疑は一つ、河川敷で町に付け替えた地番はに対して、「3、142番地2」が、国から払い下げを受けたとの事でありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第106号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第106号の質疑を終結いたします。

次に議案第107号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第107号の質疑を終結いたします。

次に議案第122号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第122号の質疑を終結いたします。

これより議案第106号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、議案第106号の討論を終結いたします。

議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、みなかみ・水・「環境力」寄附金条例の制定については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第107号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 議案第107号、みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について。

これによりますと、幼保一元化を目指した所謂、認定こども園の方向で事が進められようとしております。

ご存知のように、認定こども園制度が出来て、まだ日も浅い状況の中で、国においても、認定こども園については、見直しの論議が今始まっております。そして、来年3月までには、その方向性も新しく示されるという状況になっております。

しかも幼稚園と保育園は今現在、縦割り行政で言いますと、厚生労働省と文部科学省の2つの省が、それぞれ管轄をしてやってきているという状況の中で、国においても非常に方針がまちまちであったり、統一されていなかったり、そういう部分がかかり見られます。

そういう中において、この幼保一体型の認定こども園をどんどん作っていくということについては、まだ時期が尚早であると私は考えております。

群馬県内においても、認定こども園は、まだ12箇所しか認定がされておられません。

そういう点で考えたときに、このにいはるこども園条例を作ることについては、まだ時期尚早であり、十分に国の方針等も勘案した中で検討を進めていくべきであり、そういう点で、この条例については反対をいたします。以上です。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3番（林 一彦君） 議案第107号、みなかみ町立にいはるこども園条例の制定について、賛成討論を行います。

にいはる認定こども園については、統合検討委員会が何年も会議を重ねて決定されました旧須川小学校の空き校舎を改築して、幼稚園、そして保育園を統合し、認定こども園を設置するとの答申に基づいて開園するものであります。

現在、改修工事も着々と進行しておりまして、また広報もされて、新治地区の住民は新しく出来る、このこども園に希望をはせ、開園を心待ちにしているところでありまして。ここでこの条例を制定させないと、来年4月1日の開園に支障が出るように予想されます。

また、これ以上の変更・廃止等は、住民や園児、その父兄をいたずらに不安を与えるだけです。これは本当に必要な条例制定でありますので、この原案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第107号の討論を終結いたします。

議案第107号、みなかみ町立にはるこども園条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第107号、みなかみ町立にはるこども園条例の制定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第122号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第122号の討論を終結いたします。

議案第122号、土地の処分についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号、土地の処分については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第109号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第4、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

担当課長より、支給金額について、県下の平均ペースに合わせるために改正をしました。

現在、支給総額で平均の2.6倍であり、総額を県下平均の1.5倍まで引き下げた内容である旨の説明があり、質疑は終わり、反対討論では、引き下げる時は、県とか周りの市

町村と比較して実施するが、敬老バスカードや予防注射は他町村がやっているのにやらない、片手落ちである。町は県下に先駆けて福祉関係のことで取り上げるときがあり、評価できます。しかし、この財政状況の中では低い方に合わせるのには判らなくはないが、高齢者の喜びや楽しみを奪っていくことは良くない。

賛成討論では、県平均2.6倍のところ、この案が1.5倍の支給額であることは、これで良いと思います。「老人」から「高齢者」に名称変更したのは、指導がありましたか、国からの通達はありませんが、全国の条例などを見ると高齢者に移行している。

県下の1.5倍であり、高いが改正案で良いと思う。

討論採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 所管の委員長報告が終了いたしました。

修正動議の提出

議長（傳田創司君） 本案に対しては、原澤良輝君ほか1人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。

したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、修正案の提案理由を説明いたします。

地方自治法第1条では、町は「住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」とあります。

特に子どもやお年寄りなど弱い立場の人の声に耳を傾ける町政が求められております。

町は20年4月に「まちづくり基本条例」を作りました。目的は、町民はじめ関係者が、協働する活力あるまちづくりです。政策決定に町民の参画を求め、町が政策を決定する場合には、相当な期間を設けて町民へ知らせ、意見を求めてから決定する手順になっております。また、条例を改廃する場合には、このまちづくり基本条例との整合性を図ることにもなっております。

議案109号の原案では、100歳50万円を30万円に40%削減する、99歳20万円を10万円に半分にするなどの大幅な削減になっております。

町民や関係団体の意見等の反映もできず、大幅カットをすることでは協働の精神に反するのではないかと思います。

そこで100歳50万円を45万円に、99歳20万円を18万円にするなど、約10%の削減をする案を提案をしたいと思います。

町はすでに20年度になって、7回の議会を招集しております。12月議会の結果を町民・関係者に知らせて、関係者の意見を反映させた条例を改廃する機会は今後もあります。

国による高齢者控除の廃止、75歳以上の後期高齢者医療制度の発足、75歳以上だけでなく、65～74歳までの前期高齢者も年金受給者は国民健康保険料が天引きもされております。高すぎる保険料が払えずに無保険者になる人も増加をしております。

戦前戦後を通じて国のため、町や村のために頑張ってきたお年寄りに敬意を表して、お年寄りの知恵をこれからのまちづくりに活かす事ができるのではないかと思います。

お年寄りが大事にされていることを見て育てば、子供たちへの生涯教育にもなります。
子供もお年寄りも大事にする町にしたいと考え、提案理由といたします。以上です。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告および修正動議の提案理由が終了しました。

委員長報告に対する質疑

議長（傳田創司君） これより質疑に入ります。
まず、議案第109号の委員長報告に対して、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

修正動議に対する質疑

議長（傳田創司君） 次に議案第109号の修正案に対しての質疑はありませんか。
3番林一彦君。

3番（林一彦君） 今、ここに修正案の別表で、支給金額の一覧表がありますけれども、そうしますと、原案との差額については、どのようになっているか教えていただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） 提案者、7番原澤良輝君。
（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 修正案でいくと、140万4千円、今までの額よりも減るということになります。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3番（林一彦君） 今までよりも140万円強の減額されるということですがけれども、この差額分については、どのような財源をこれに当てようと考えて修正案を出したのか、お聞きします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。
（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 今補正予算でも提出されておりますけれども、町有地を9,300万円で、土地開発公社に売却することになっております。その一部を当てるように考えています。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3番（林一彦君） 今、町有地の売却代を差額分に当てるということですがけれども、町有地の売却状況等を担当課長が分かっているならば、今年度、どのくらい売却されているのか。

また、その売上げについては、敬老祝い金の方に使うことができるのかということをお聞きします。それから最後になりますので、原澤議員にもう一度、この修正案については財源について、各担当課長等に相談をして、確認をしての修正案の提出なのかということをお聞きいたします。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 今議会に補正予算をお願いしておりますけれども、不動産の売却収入で8,665万5千円の補正を組んでおります。

現在、不動産の売り払いで340万126円の歳入済みがあります。これについては、法定外公共物が用途廃止になりまして、不要となった物を売却したものであります。

今回、企業導入に伴いまして、町有地を売却するものが9,325万5,800円を見込んでおります。当初予算で、不動産の売り払いを1千万円見えていますので、現在660万円ほどの歳入欠陥が見込まれます。それらを相殺して、今回8,665万5千円の補正をお願いしてございます。

先程、原澤良輝議員が、町有地の売却費を見込んで修正するというお話しだったのですけれども、これについては平成20年度の予算でありますから、平成21年度の話についてはまるっきり未定ですので、その話についてはこれからということになると思います。

以上です。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 町有地を処分したものの一部を当てるという話がありましたですね。

実は今、初めて聞きました。修正に当たって、いろいろな協議、意見等もまた求められておりません。それで今、削減金額が140万円という話ですが、この関係については以前に全員協議会で都市開発公社理事長の方から、詳細説明があったと思います。

今、ちょっと資料がありませんので詳しい数字はちょっと分かりませんが、地権者の皆さん方から、土地を買い上げるに当たりましては、1平米当たり9,700円、それを土地開発公社が造成をして、12,000円で売却をするということになります。それをしていきますと、そこに1億8千万円某かの赤が出るという資料が先日、出ておりましたね。その赤が出たものを町有地を売却して、一部穴埋めをしたい、そうすると残りが8千万円某かでしたかね、そういう金額をお示しされていると思います。

したがって、もう総て町有地の処分については工業導入に当たってのすべて織り込み済みでやっていますので、今、原澤議員が言われますように、その町有地を売ってですね、その中から一部を回すということは、それは出来ません。

したがって、これをするという事は他の財源を組むことになりますね。それでは他の財源は何を引っ張ってきて、これに当てようとしているのか、それは明確にするべきではないのではないかと私は思います。

全員協議会で説明いたしました、土地開発公社理事長の方から示された案を数値をよくご覧になっていただければ詳細は分かると思います。よろしく申し上げます。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 町長が今、土地開発公社の説明の件を話されました。

確か、造成費を含めて12億円かかるのを11億円で企業に販売するという説明もありますし、その差額を町の補助金で負担する、それから土地区画整理組合に2,600万円の補助金を出すという話もありました。

考えてもらいたいのは、たまたま企業用地にある土地ということなのですが、これは町民の財産です。町民の財産である土地を売却して出た歳入というのは、一般会計の収入に入ります。歳入に入ったものを予算として、町民のために使うという、これが普通の考えだと思います。

たまたま工業用地の敷地にありますけれども、それは売却したから、企業のために使わなくてはいけないということにはならないと考えます。

担当の保健福祉課の方に、この修正案については一応示して、納得してもらえたかどうか

か、確認は出来ませんが、一応説明をさせていただいております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 今、財源確保の問題について、原澤議員についてはまだまだ不透明な点があるような思いがしております。

原案でも県内では元々高位にあって、尚かつ原案で示された説明でも、県下では尚かつ1.5倍の高位に位置しているわけですから、これはやはりこういう社会情勢と言いますか、財政状況を見たときには、祝い金を支給されている町民に方々にも十分、私は理解してもらえるのではないかと思います。

趣旨は、いわゆる生活に対する補助金ではなくて、祝い金なのですよね。祝い金ということは、金額の多い、少ないはありますけれども、決してこの原案になったからといって、お年寄りを大事にしていけないという見解には到底ならないと私は考えております。

もちろん私、個人的にも、今の平安な故郷があるのは、戦中戦後の大変厳しい時を生き抜いた、今の高齢者の方々の大変な尽力があるということは十分理解をし、敬意を表しております。

ですからやはり、この説明を十分すれば、原案で十分理解をしてもらえると考えております。その点について、原澤議員の見解をお聞かせ願いたいのが1点です。

もう1点は、やはり私、この件につきまして、いろいろな高齢者の方々と言いますか、腹を割って話が出る、人生の大先輩といろいろ話をさせていただきました。

そういう中で、やはりこういうことが今の議会ですいろいろな議論をされているんですよということを話したときに、「いやあそれは分かる。」と、そのままの言葉を使えば、「おめえなんぞは、子供がいたり、給料が下がるこういうご時世なんだから、逆にこれから長く生きるてえを応援するようなことを考えたって良いんじゃないか。」と。

到底、50万円が30万円になったとしても、それは到底生活に影響するものでもないし、だからと言って何がどうのということはないというお話を聞いて、敬老祝い金を減らすことに対する反対の意見というものは聞かれなかったというのが、私の周りの現実であります。

そういう中において、提案者の原澤議員には、そういう周りの方々から、どのような意見が寄せられているのか、どういうことが耳に入っているのかをお聞かせ願えればと思います。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 阿部議員におかれては、いろいろなお年寄りの貢献について感じていただいて、非常に有り難いなと思っております。1と2で分けて答えるのはなかなか出来ないところがあると思うのですが、私もいろいろそういうことでお年寄りに聞く機会もありましたし、いろいろな意見がありました。一番強烈なのは、「こんなことをするよりも、おめえたちの給料を、歳費を削った方が良いんじゃないか。」というような意見が返ってきたのがあります。ですから、子育てもやりましょうということでもありますし、お年寄りのこともそういう形で大事にしていこうというのが、私の考えです。

まあいろいろ高位に位置しているとかということですが、もっと一番、しっかり払っていると言うとおかしいのですけれども、祝い金を出しているところは、80歳になったら毎年、毎年、お祝い金を出しますよという町村もあります。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

5 番河合生博君。

5 番（河合生博君） 提出者にお聞きしますけれども、先程、工業誘致の関係で、売却した収益をという話がありましたけれども、議員は企業誘致特別委員会の副委員長をされておりますが、企業誘致そのものは完全にやってもらいたいというご意思であるかと思いますが、その確認だけさせて下さい。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 私も工業誘致については否定はしません。

ただ、例えば、土地開発公社の職員、それから町の職員が買収をして、工業団地の造成までするわけですね。それで12億円かかると、やはりかかったら、その12億円かかった費用で売却した方が良くないかとは私は考えております。企業誘致を否定するというのではなくて、そういうふうには正統に進めた方が良くないかと考えています。

議 長（傳田創司君） 5 番河合生博君。

5 番（河合生博君） この修正案の本文とは違いますが、その考え方もどうかと思いますが、やはり当局は、固定資産税を免除して、それでも尚かつ将来の安定した財源を得るために、大きな工場を誘致したい、そういう見解の中でやっていると思うのですね。ですから、その辺はちょっと違うのかなと、それは意見なので結構です。ありがとうございました。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長、何か補足がございますか。

保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 先程、林一彦議員への説明の途中で終わってしまったので、詳細説明させていただきます。敬老祝い金条例の一部改正については、定例会前に厚生常任委員会にご説明申し上げまして、この原案で賛同を得て、今定例会の上程となっております。

その後、原澤議員から修正案として出されたのですが、一応、厚生常任委員会での原案を作成した後でしたので、改正は出来ないということで進んでまいりました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 修正の動議なのですけれども、敬老祝い金をちょっと下げるということですが、こうやって努力して数百万円を出すよりはですね、数億、数千万円の事業、本当にそれが必要なのかどうかというのをきちんと精査した方が財政再建になると思うんですけれども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 島崎議員の言われるとおり、財政再建については、いろいろ個々の事業について精査をする必要があると考えます。ただ、これだけで財政再建が出来るというふうには考えていません。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の修正案に対する質疑を終結いたします。

原案・委員長報告に対する討論

- 議 長（傳田創司君） これより議案第109号、原案・委員長報告について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案・委員長報告に対する反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第109号、原案・委員長報告に対する討論を終結いたします。

修正動議に対する討論

- 議 長（傳田創司君） 次に議案第109号の修正案について、討論に入ります。
 まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。
 11番久保秀雄君。
 （11番 久保秀雄君登壇）
- 11番（久保秀雄君） 私は、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例に対する修正案について、反対の立場から討論させていただきます。
 今回、提出された修正案は支給金額について、支給額を圧縮することについては認めるものの、圧縮幅については最小限に留めようとするものであります。
 修正案の内容を見てもみますと、支給額を一律10%だけ圧縮し、77歳の支給額については見直しをしないこととなっており、現行の総支給額68万5千円と比較した場合、61万7千円となり、その比率は約9%を圧縮するに留まっております。
 この金額は、県下市町村平均額26万3,800円と比べても約2.3倍の支給額で、現行の約2.6倍よりも約0.3ポイントの圧縮でしかなく、見直しの必要性について疑問を呈するところです。
 これらを総合的に勘案した場合、行財政改革行動指針に基づく見直しにそぐわない修正であると考え、私は本修正案に反対いたしますと共に、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。
- 議 長（傳田創司君） 次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。
 8番穂苺清一君。
 （8番 穂苺清一君登壇）
- 8番（穂苺清一君） ただ今の修正案については、私は賛成いたします。
 私は厚生常任委員会にも所属しておりまして、先程の委員長報告に関しては、委員会においても賛同できないということで、理由を縷々述べております。
 そのことにも触れますけれども、町が福祉に対して冷たいというイメージを持たされて、これはするのではないかということ、まず指摘しておきたいと思っております。
 ご存知のように町の憲法と言われるものについては、地方自治法があります。
 地方自治法の中では、福祉を充実させること、これに対して全力を上げることが、まず第一の基本になっております。

これだけは決して、我々議会人としても、町の職員も忘れてはならないことではないかと思えます。そういう点で、町が今までやってきたことを総て否定しているわけではありません、福祉に関して。委員会の席上でも述べましたけれども、例えば、最近のケースにおいても、肺炎球菌の独自の施策を県下に先駆けて実施しようとしたこともあります。

これについては、私は評価をしておりますし、インフルエンザ予防接種と同じパターンで年数はちょっと違いますけれども、同時にやるのがこれは好まれております。そういう点では評価すべき点もあります。

またさらに、今議会においても出されておりますが、出産祝い金の助成についてであります。法律においては35万円になっておりますけれども、町は合併の時点から1万円をプラスして、独自の政策としてやってきたという評価される部分もあります。

そういう点で考えた場合に、やはりそういう方法で今後も進められることが非常に望ましいわけです。この時点をとった場合に、それとは逆行する動きだということは、もう数字の上から見ても、明らかであります。

先程から述べられておりますように、高齢化社会を迎えて来る中で、これからも高齢者がどんどん増えてくることは、これは事実であります。そして今現在、特に80歳以上の方々については、戦後のあの混乱期の中を本当に地域のために、もちろん家庭のためでもありますけれども、本当に社会のために、全力を尽くして働いてきた、献身してきた、そういった実績というものは、今の若い人たちにはなかなか理解できないような部分もあるかと思えます。

そういう人たちの評価をやはりきちんとした上において、その中の一つが敬老の日でもあり、そういう祝日を設けてあったりして、そういう中での、この祝い金を実施されているのは、今までの流れであろうと思えます。

そういう点は、これを引き下げようのないような形での、それも最小限にするというふうなことで出されている修正案については、賛成いたします。

議長 (傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

13番中村正君。

(13番 中村正君登壇)

13番 (中村 正君) みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例に対する修正動議に対しまして、反対の立場で討論いたします。

平成17年10月より施行されました条例は、77歳の喜寿に始まり、百歳の百寿まで、6つの寿の段階に分けて高齢者を敬愛し、長寿を祝うと共に、福祉増進に寄与するために敬老祝い金を支給することを目的とすることは、議員各位ご存知のとおりであります。

現行の支給総額は、先程来言われておりますけれども、県平均の2.6倍であり、修正案は県平均の1.5倍のレベルに修正するものであります。

動議に示されました数値は、喜寿を据え置き、ほかを一律1割カットしたものであります。財政改革を進める中、各種団体の補助金を修正することにより始まり、多くの町民の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、予算縮小に向かっているところであります。

多くの方々が、若い時に抱いた両親に対する思いは、一生懸命働いて、親孝行するんだと思いつつ生活してきたことと思えます。

しかし、経済の度重なる変化によりまして、親孝行すべき時期に、逆に親から支援を受けての生活者も残念ながら、増加しているのも現実であります。

よく「親孝行したいときに親は無し」と言われてきましたが、現在は「親孝行したいけ

れどもお金は無し」であります。お金が総てではありませんが、高齢者の方々のご自分の生活のことはもちろんであります、子供たち、孫たちのことを心配しながら過ごしている現実があります。町ではその観点から、子育て支援の施策をいろいろと実行に移すところでもあります。この一連の流れは、高齢者の方々にも、ご理解いただけるものと思ひ、動議に対しましての反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第109号の修正案に対する討論を終結いたします。

採 決（修正動議）

これより採決に入りますが、ここからは修正案から採決を取っていきますので、順序を間違えないようご注意ください。

それではまず、議案第109号の修正案についてを起立により採決いたします。

本修正案は、提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立少数であります。

よって、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例の修正案については否決されました。

採 決（原案・委員長報告）

議 長（傳田創司君） 次に、議案第109号の原案・委員長報告についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第109号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5	議案第110号	みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議案第111号	みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	議案第112号	みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	議案第113号	みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第114号	みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第5、議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました議案第110号から、議案第114号についてまで、5件一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、**議案第110号、みなかみ町健康保険条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

担当課より、政令で定めている出産育児一時金の支給額は35万円で、本町で定めている額は36万円を支給しています。

平成21年1月から、産科医医療保障制度が始まり、妊娠分娩後に障害が発生したときに保障を行うための掛け金を医療機関が3万円を掛ける制度であります。この3万円を分娩するものに費用として転嫁するため2万円引き上げ、38万円に改め支給するものであります。

医療機関が出産する者と産科医医療保障制度に契約して、出産を行うので、加入が前提となります。また葬祭費については、この条文が落ちていたために追加するものであります。

質疑では、なぜ36万円になったのか経過を知りたい、合併時の協議で36万円になりました。掛け金を3万円かけることで出産前に契約をするのか、分娩費に転嫁して、保険をかけていますので、38万円の請求ができます。産科医が安心して医療に従事できるように国が支援するものです。医療保障制度に入っているか、どうかは領収証にスタンプが押印されます。38万円が上限となっております。

以上質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

担当課から、合併により旧町村間の料金格差の是正と、施設の老朽化による経費の増加などから、料金の改正を行い、料金の統一を図るものである。単年度での収支は改善されつつあるものの、多額の累積赤字を持っているので、水道料金審議会の答申を受けて、水上地区の水道料金を「平成21年4月」徴収分より、1トン当たり、95円から110円に改正する旨の説明を受けました。

質疑では、水上地区は口径別料金表であるが統一後はなくなるのか、料金統一後はなくなります、基本料金10トンまで1100円で超過料金1トン当たり110円になります。

料金収入はどうなりますか、簡水・上水を合わせて100万円くらい増になります。

簡易水道は他町村において、一般会計より繰り入れていますが、繰り入れております。

以上、質疑を終わり、反対討論では、事業者は月に10万円以上使用しております。

旧水上は、1トン当たり55円から上がっており、統一も必要であるが、上げ過ぎである、1トン当たり100円ではどうか、不足は町で支援すれば良い。合併したから、高いところに統一することはおかしい、統一されない町村もあります。

賛成討論では、水道料金審議会の答申に基づき、3年間で統一するのだから、賛成であります。料金格差があつて、肩身が狭いと言つてる人がいます、商売している業者は負担が厳しいかもしれないが、統一して真の合併ができるから、賛成であります。

以上、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第112号、みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

担当課から、この条例改正は水道事業会計と簡易水道会計を統合することにより、経営の安定化が図られます、本町の水道水源は表流水や湧き水に依存しており、集中豪雨などにより汚濁されやすい問題がある旨の説明を受けました。

質疑では、旧月夜野町の区分がなくなり、旧新治村は現行通りとなると、どのくらいの収入減となるか、また不足分はどのようになりますか、この改正により簡易水道会計では1千万円料金収入が下がります、その分は一般会計から繰り入れをお願いしたい。

以上、質疑を終わり、反対討論では上水道は独立採算で給水戸数が多いが、本町の上水道は簡易水道的な上水である、統一は良いが95円が妥当である。

以上、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第113号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

担当課からは、県の指導により、合併後3年以内に旧月夜野上水道と旧水上上水道を統合し、ひらがなの「みなかみ上水道」とするものであります、また計画給水人口が100人以下の小水道について、名称変更するものであるとの説明を受けました。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、**議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

担当課からは、県の指導により目標年次を経過しているため、計画給水人口および計画一日最大給水量を見直すものであります。

質疑では、計画給水人口と計画一日最大給水量の数字の根拠についてはどの質疑があり、担当課からは、将来人口推計を基にして、生活用・営業用・工場用、その他、観光人口などを考慮して、見直しを行った旨の説明を受けました。

以上、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ5件一括にての委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第110号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第110号の質疑を終結いたします。

次に議案第111号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第111号の質疑を終結いたします。

次に議案第112号について、質疑はありませんか。

14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) 1千万円の減額があると言われたのですが、それに対しては一般会計から補填というのは、ごくあっさりと言われたのですけれども、それは可能なのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） ご存知のように、1千万円がマイナスになれば、あとは値上げするか、一般会計から補填するかに限られると思うのです。そういう意味で、1千万円は、一般会計からという説明でございました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第112号の質疑を終結いたします。

次に議案第113号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第113号の質疑を終結いたします。

次に議案第114号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第114号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第110号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第110号の討論を終結いたします。

議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第111号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の改正について、反対討論を行います。

今議会に、「町水道事業」と「町簡易水道事業」の設置条例の改正議案が提案をされております。20年4月に改正をされましたが、改正前の水道事業の設置条例204号の3条と町簡易水道事業設置条例208号の3条では、「町水道事業」は、平成21年4月1日をもって「旧水上地区の簡易水道」を分離し、「町簡易水道事業」に統合するということが決

められておりました。

水道事業は、月夜野地区の上水道については、給水人口が1万5520人、最大給水量1万3800㎥と、水上地区の上水道の給水人口5300人、最大給水量1万5000㎥のこの2つが大口であり、この2つの大口と水道事業と、小規模で8地区合わせて、給水人口2245人、最大給水量2609㎥の旧水上地区の簡易水道、小水道になっております。

新治地区と月夜野地区の上牧などの12地区で、給水人口11,362人、最大給水量7074㎥の小規模簡易水道、小水道の「町簡易水道事業」と統合することが、これが経営安定化のために必要ではなかったのかと思います。

今回の見直しでは、月夜野と水上地区の上水道が給水人口20,820人から13,200人へ36.6%と減少しておりますし、最大給水量も22,510㎥から13,800㎥へと38.7%も減少しております。

さらに小水道と簡易水道の方についても、給水人口が13,607人から12,209人と10.3%の減、最大給水量も9683㎥から8626㎥へ10.9%の減小です。

これだけ上水道の構造的変化が進行していれば、平成19年8月17日に諮問を受けながら、わずかに3回の審議で同年11月2日に答申された「上下水道経営改善の答申」では、対応できないのではないかと考えます。

大口の上水道と、小規模だが変化の少ない簡易水道・小水道は別々に経営分析する必要があると思います。問題点を明らかにしないで、水道料金を上げていけば、水源の町でありながら、高い水道料を払わなければならないことになってしまいます。

人件費の扱い、支払い利息・地方債返還など、町民の責任のない経費の扱いを料金に反映させないで、別途計算するなどの料金体系を作る必要があるのではないかと考えます。

合併協議会では、料金を当分据え置いて、「その間に事業計画及び財政計画等を策定し、上水道事業認可を受けたうえで、段階的に水道料金を改定、調整していく方針である。」と書いてあります。大口の上水道と小規模の簡易水道などは別々に経営の効率化やコストを考慮した事業計画を作ることが必要であると思います。

水源を守るため、それぞれの集落で努力してきた先輩たちの歴史がありますし、住民の納得を得ない料金改定をすることには反対であることを表明して、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

この条例改正は、合併により水道事業会計を統合し、旧町村間の料金格差の是正及び施設の老朽化による必要経費の増加等の理由から、料金の改正を行うものであります。

水道事業会計の安定を図る上からも料金の統一が必要不可欠と考えます。

また、水道は日常生活に欠くことのできない飲料水の供給であり、安全な水を安定供給するためにも、水道料金の改定は必要と考えます。

よって、給水条例の改正はやむを得ないものと考え、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、議案第111号の討論を終結いたします。

議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第111号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第112号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、議案第112号の討論を終結いたします。

議案第112号、みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、みなかみ町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第113号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、議案第113号の討論を終結いたします。

議案第113号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第114号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第114号の討論を終結いたします。

議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。14時40分より再開いたします。

（14時28分 休憩）

（14時40分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第105号 町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要について 議案第116号 みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第6、議案第105号、町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要について、議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第105号、町営真沢土地改良事業（区画整理、農業用道路）の概要について、議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第105号について、申し上げます。

担当課より、本事業の実施に当たっては、田園環境マスタープランにより設定された環境創造区域を中心に、自然との共生により形成維持されてきた良好な農村環境を保全・創造していくという目的で実施される事業であること、全体計画の概要、事業費、区画整理、農業用道路の負担割合などが説明されました。

委員からは、圃場整備の中で田畑が混在しているが仕上がりはどうなるのかとの意見が

あり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第116号**について、ご報告申し上げます。

担当課からは、みなかみ町における工場設置奨励のための条例改正で、現行3年間であるものを5年間に改める、2年間延長することの説明がありました。

委員からは、近隣の市町村においても、5年間とする所もあり、企業誘致の優遇措置として進むのであれば良いのではないかとの意見もあり、以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第105号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第105号の質疑を終結いたします。

次に議案第116号について、質疑はありますか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 議案第116号の町の工場設置条例奨励の改正に対して、若干お聞きします。詳しい内容が報告されなかったので、3年から5年になるということで、奨励金はどのくらい増加するのかどうかということですね。

町は工場用地を買収して、しかも町がやるのと同じように土地開発公社ですから、ほぼ町がやると考えても差し支えないですけれども、それを造成して誘致企業に売却するというのでは十分ではないと思います。そういう点で、奨励金に係わる増加がどのくらいなのか、それと土地開発公社の職員や用地買収、団地造成等の様々な手続き等も、人件費なんかもありますけれども、そういったものの見積もりはどの程度にしてあるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 今、工場設置のための奨励ということですが、条例を3年から5年に改めるということでもあります。

これについては、先程も申し上げましたように、近隣市町村においても、こういった所があるということで、企業を将来にわたって位置付けるためには、こういった優遇措置も必要ではないかということで判断されました。

それから金額の面ですけれども、やはり最初の3年間は国、県との関わりの中で交付税扱い、ということは先日の提案理由の中でも説明されたと思いますけれども、そんな中であと2年延長するという点においては、やはり一旦は固定資産税をお預かりして、またそれを企業に交付金として交付するという措置が取られるということでもあります。

これがいくらかということは、その時々資産価値等もありますので、詳細については協議はなされませんでした。

また、人件費については、特に協議はされませんでした。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 同じような条例で、農村地域工業促進条例の方は、3年間の固定資産税の減免、それから企業立地に関する促進条例の方は同じく3年間の固定資産税の減免という

ことで町の条例でなっていますが、これとの関連、整合性というのはどういうふうを考えますか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 委員会において、企業誘致の優遇措置という一覧表をいただいておりますけれども、今回の条例改正については工業設置奨励条例の改正ということであり、企業立地の関係については協議はなされませんでした。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 先程、質問した奨励金等について、どのくらい増加するのかという答えも無し、人件費等の見積もりについても議論されていないということで、誘致するという点で考えたときに、非常に杜撰ではないかと思うのですが。

それはともかくとして、固定資産税相当額の範囲内で補助金を交付するという事になると、当然その中には、建物だけではなくて、事前の道路、橋梁関係とか、あるいは造成の費用なり、細かく言えば、電気・ガス・水道などの問題、あるいは排水施設等、いわゆる町長が認めた施設整備ということになっているわけで、そういう点で考えた場合、一旦、補助金を1億3,866万円支出して、助成金を2,642万円を区画整理組合にも出すわけで、そういうことが補助金や助成金とはまた別ということで考えて良いのかどうか、ちょっと金銭的なことで、細かいことで申し訳ないのですけれどもお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 委員会の中で、おそらく課としては、そういった試算をしてあることと思いますけれども、やはり3年から5年に延長するという事の中では、将来にわたっての雇用確保、また将来の財政の確保、人口減少の歯止め、くい止めの観点においては、将来にわたっての優良企業誘致ということのなかで、2年間、優遇措置を延長するという事は良いのではないかということでもあります。

試算の中では、恐らくいろいろな計算がされていると思いますけれども、これは固定資産評価の関係もあると思います。

それは従前の土地と区画整理後の土地の価値については、提案理由の中にもありました9700円から12000円という数字も出ているわけでありまして、これは土地に限ってでありますし、またその後の建物についても価値というものはあるわけで、その中での固定資産税といたしますか、そういったものが見込まれるということで、2年間延長ということではないかなと思っております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第116号の質疑を終結いたします。

これより議案第105号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、議案第105号の討論を終結いたします。

議案第105号、町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、町営真沢土地改良事業(区画整理、農業用道路)の概要については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第116号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

先程来、私が質問いたしましたけれども、若干まあ勉強不足と言わざるを得ませんが、そういう部分があって残念だと、私も思います。

今現在、理研やアイチ車輛なんかが適用されている農村地域の工場導入地域や工場立地の促進法等に関わる地域の工場等については、ご承知のように、今回のとは別に固定資産税の免除は3年間ということで、条例によって決まっております。

3年間は固定資産税を免除しても、その額の70%は、国が交付税措置してくれます。

固定資産税のうち減価償却資産というものは、償却が昔と違って非常に早くなっており
ます。

いわゆる耐用年数で今まではくくって、順次、償却をしてきておりましたけれども、大企業のための思いやりと言いますか、そういう関係で、償却資産については法律が改正されておまして、非常に短期で元を取ってしまうという形で、償却額が非常に増大してきています。そういう点をご存知だと思います。

そういう点で考えたときに、3年間でもかなり高いですけれども、5年間ではさらに償却済みの部分というものは多くなってしまいますから、その後の固定資産税の収入というものは6年目以降については大幅に減少してしまう、そういう状況が続いております。

特に今回、誘致企業の進出に当たっては、町の職員や土地開発公社の職員も用地買収や造成業務をお手伝いいたします。そういう点で、工場用地の販売価格は費用の12億円で販売し、固定資産税免除額も3年間で当然十分ではないかと思えます。

5年間に延長するということは、2年分は100%、税金で持ち出しになるわけです。

そういう点では、あまりにも誘致に対してのおんぶにだっこっていうような印象もされますし、そういう点で、この条例改正については反対いたします。以上です。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、議案第116号の討論を終結いたします。

議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第116号、みなかみ町工場設置奨励条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第123号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について

議長(傳田創司君) 日程第7、議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 本委員会に付託されました議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

規定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,338万7千円を追加するものであります。

最初に教育委員会所管分を担当者より説明を受けました。

就学支援事業の子育て支援補助金の支給方法と時期についての質疑には、細部についてはまだ詰めてないが、商工会の地域振興券で交付予定、配布時期は未定との事。

子育て支援補助金事業は、保護者の要望で行うのかに対しては、町の施策であるとのこと。町外の学校に行く子供は対象になるのかに対しては、町内に住所を有する児童生徒に支給する。新学習要領の関係は継続して今後行うのかには、今回は改定があったためで毎年はかからないとのこと。

水上中学校の設計の関係で検討委員会等はどうなっていくのかに対しては、検討委員会、建設委員会を設置の予定。建設計画は、補助事業を取り入れていくのかに対しては、文科省の補助事業を使う予定であるとのこと。建設事業費はどのぐらいかに対しては、全体事業費は15~16億円を想定している。

水上給食センターの解体工事費が1,100万円に減額になったのは、解体業者との交渉協議でセンター内のステンレス等の金属の下取りがあったためということ。水上給食センター配送車の23万1千円の減額は、コンテナ数の使用内容に合わせた車種の変更のために生じたものであります。

学校給食費負担金で新治給食センターが増えた理由は、月夜野幼稚園の給食を受け持ったためであります。

地域社会振興財団助成金が100万円減額された理由は、自然観察会が不採択で取りや

めになったため。尾瀬学校の補助金が減額になったのは実績に基づき計算されるためであるということです。

次に総務課所管分に入り、人件費で管理職手当はいくらかの間に、今までは率で支給していたが定額制に変更になったということです。因みに課長62,300円、次長51,900円、グループリーダー49,600円。そして、寒冷地手当は町民に説明する必要があるのではに対しては、検討し機会があれば、説明したいということです。

消防車庫の新築の金額はいくらかに対しては、325万5千円との答え。消防の詰め所等の建設を町が負担しているのかに対しては、現在は、町が全額負担しているとのことでした。

続いて農政課所管分では、は一ベすと費の機械器具費はに対して、レジシステムの購入であるとの事です。有害鳥獣駆除報償費の減額はに対して、猿調査の出動日数が少なかったためである。しかし、減額した分は猪の罠の購入に当てているとのことでした。

治山事業は、災害による一ヶ所だけでありました。

続いて、観光商工課所管分では、温泉センターの工事は、いつ行うのかに対して、12月中旬からの予定であるとのことであります。

真沢の森のレジの件、町が負担するのかの問いに対して、町の備品のため、また指定管理の契約で50万円以上のものは、町が行うことになっているとの答えでありました。

観光の人件費が、4,241万円減額されているがに対しては、町全体で職員減により人件費は減らしている、また、機構改革で支所の観光費が減ったためであるとのことです。

続いて、地域整備課所管分では、地方特定道路整備と地方道路交付金とあるがこれの組み換えかに対しては、そのとおりで、事業の中での流用であるとのことです。

地方道路交付金事業で850万円の入札差金が出ているが、工事は大丈夫かに対しては、差金は設計委託費なので、その差金分を工事費に当てるとのことです。

続いて、生活環境課所管分については、質疑は出ませんでした。

次に、保険福祉課所管分では、障害福祉費の障害者実態調査とあるが、これは何かに対しては、福祉計画策定のための調査である。生活管理指導事業は、冬季の宿泊事業のことかに対しては、年間を通してやっている事業であり、栄養面等で一人で対応出来ない人などが短期間の宿泊を行う事業である。なお、現在3人が利用しているとのことです。この事業は、当初271万円予算化されているが同じものかの問いには、増額されているとのことでした。

平成20年度の予算編成において、当初126億円が、今回の補正で134億円になっており、8億円の増加である。19年度の決算では133億円であり、すでに前年度をオーバーしている。平成27年度で100億円規模にするために、敬老祝い金などをカットし、弱い人をいじめているところが見られるとの反対の意見も出ました。

以上、質疑討論を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第123号について、質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 細かく報告をしていただいて、ありがとうございます。

あまりに早過ぎたので、ちょっと聞き取れなかった部分があるので確認したいと思うのですが、申し訳ありません。

管理職手当云々ということで、グループリーダーの49,600円というのはわかったのですが、それ以外、全体の管理職手当の数字をゆっくり仰っていただきたいと思います。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 課長62,300円、次長51,900円、グループリーダー49,600円とのことでした。管理職手当です、以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第123号の質疑を終結いたします。

これより議案第123号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第123号、みなかみ町一般会計補正予算（7号）について、賛成討論を行います。

平成20年度の予算編成前に、町長は、予算編成方針を出しました。その方針は、総額126億円、新規発行建設地方債10億円以内、投資的経費15億円以内とありました。すでに補正予算も7号を数えて、総額は134億円と8億円も超えておりますし、借金である町債も16億8580万円になります。

平成19年度決算の総額は133億円であり、これもオーバーをしております。

12日の総務文教常任委員会では、補正予算（7号）に対する、子育て支援や福祉医療費増額などの事業を評価しつつもですね、財政が厳しいからと言って、敬老祝い金の半額を大幅にカットをする条例改正を進めているながら、道の駅の駐車場用地購入や舗装工事など補正を組まなければならないほど緊急性がない事業に予算を計上しているということで、反対の意見表明をしました。

その後、いろいろ新治支所長の追加説明や予算書の附則の部分、それから追加の現地調査した結果、道の駅駐車場についても、近くの須川小学校グラウンド、幼稚園、保育園、須川中学校跡地など、こども園用地2000㎡をフェンスで囲んでも、十分な用地があるということ、それから観光客の質の変化もあるので、それに応じた全体利用計画を作る必要があるのではないかと思います。

水上中学校については、15～16億円で改築するという予算が計上されております。

水上地区学校施設整備検討委員会報告の第1は、「小中一体型校舎を建設して欲しい。」ということで、既に学校建設については、構造がRCでなく、鉄骨造が使いやすいということや地震対策特別処置法が改正されて、文科省も学校建設に対する補助率を2分の1にアップした事などがあり、国の政策も変わってきております。

特に水上中校舎は、コンクリート強度が若干上回っていますが、校舎の設備の老朽化など特別な事情を認めてもらう努力も文部科学省に対してする必要があるのではないかと思います。

予算的には、「小中一体型校舎」でも16億円でできるという試算もありますし、総務文

教委員会には耐震設計の資格を持っている委員もいます。

とりわけ教育委員会が行った設計コンペは、「小中一体型校舎」で行っており、水上地区学校施設整備検討委員会の報告を最大限に活かすような努力をして欲しいと考えます。

また、企業誘致に関連して、町有地9614㎡を9326万円で売却します。

たまたま工業団地の敷地になりますが、土地は町有地であり、歳入は一般会計の収入になります。工場団地造成のためだけでなく、町民のために支出する必要があると考えております。

また本補正予算には、8月集中豪雨により住宅の擁壁下部が崖崩れした沢の治山工事や老朽化して危険な「三峰の湯」の修繕も計上されており、町民の安全が確保される事を評価して、賛成討論といたしたいと思えます。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第123号の討論を終結いたします。

議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 1 2 4 号 平成 2 0 年度みなかみ町国民健康保険特別
会計補正予算（第 3 号）について

議案第 1 2 5 号 平成 2 0 年度みなかみ町老人保健特別会計
補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 6 号 平成 2 0 年度みなかみ町介護保険特別会計
補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 7 号 平成 2 0 年度みなかみ町下水道事業特別会
計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 8 号 平成 2 0 年度みなかみ町水道事業会計補正
予算（第 3 号）について

議 長（傳田創司君） 日程第8、議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第128号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 本委員会に付託されました議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、議案第128号、水道事業会計補正予算(第3号)についてまで、以上5件を一括にて、委員会における経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに**議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)**について、ご報告申し上げます。

担当課長より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1325万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4562万9千円とするものであります。

歳入では、保険税が4392万円減額であり、これは収入が見込めないためであります。

療養給付費交付金1億3802万7千円の増額は、現年度交付金の決定分と過年度分の追加交付によるものであります。

前期高齢者交付金1億8893万7千円の減額は、国の制度の大幅な圧縮による減額であり、基金繰入金5千万円の増額は、療養給付費の伸びが予算不足を生じるためであります。その他、繰越金1億5808万5千円の増額であり、繰越金を充当したものであります。

歳出の主なものは、療養給付費9882万7千円の増額、後期高齢者支援金2520万6千円の増額、老人保健拠出金738万9千円及び介護給付金の2220万円はそれぞれ確定による減額であり、諸支出金1881万1千円は19年度分療養給付費の返還金の増額であります。また医療給付費が、毎年3%伸びております。

さらに国保税が所得の減少により税収が落ちており、国保会計は厳しい状況にあります。

繰入金の5千万円は基金からですが、基金残高はどのくらいかについては、基金残高はすべて取り崩すということでもあります。

国保税の増額を図らねばならないと考えるが、アップ額を考えておりますかについては、国保会計は破綻状態であります。県下38市町村のうち、22市町村が19年度赤字状態です。本町は16の中にもありますが、現状では無理という状況であります。3月に精査した上で不足が見られれば、一般会計にお願いするか借り入れで考えております。

また、基金残高がゼロでは、来年が心配であるがインフルエンザなどが発生したらどう対応するのか、県内全域で急激に医療費が増大した場合には、市町村での安定化事業で本町でも2億円を拠出して、突出した医療費が出た場合には互助として、交付することになっております。

歳入の4392万円の減額補正は、どのように理解したらいいかについては、7月に本算定したとき税収が無かったということでもあります。滞納額はどのくらいありますか、1億5千万円くらいであります。今年度で税収が2億円落ち込む予測もある中で、保険税の値上げを考えなければならないと考えるが、来年度予算の中でどのように対応するかにつきましては、県内を調査すると均等割・平等割が本町は少し低い、制度の見直しを国にお願いしたい。すべて加入者が賦課する状況では20~30%上げないと国保会計がもたない現状であります。県の指導では本町は1億円の基金を持つ必要があります。

以上、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第125号、平成20年度みなかみ町老人保険特別会計補正予算(第2号)**に

ついて、ご報告申し上げます。

担当課長より説明の後、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8069万2千円とするものであります。

歳出では、一般管理費の共同電算処理事業手数料に不足が生じたため、12万円を増額補正するものであります。

以上、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第126号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）**について、ご報告申し上げます。

担当課長より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9436万1千円とするもので、歳入では一般会計より253万6千円繰入であります。

歳出の主なものは、介護保険システム管理委託費286万7千円、高額介護サービス費140万円などの増額であります。

以上の説明の後、システムの保守委託は介護保険制度が始まってから同一業者ですかにつきましては、委託についてはGCCに委託しております。合併時に既存システムをすべて移行することで投資的部分が低く抑えられるためであります。

以上、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

議案第127号、平成20年みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

担当課長より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8031万円とするものであります。

歳入では、町債の下水道債を1980万円増額補正するものであります。

歳出の主なものは、公課費・消費税が425万円、公共下水道建設事業費は1430万円で、第二中継場の圧送管布設工事であり、公債費の550万円は長期債償還元金であります。

以上、特に質疑はなく、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定しました。

最後に、**議案第128号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）**についてご報告いたします。

担当課長より説明があり、平成20年度水道事業会計補正予算実施計画に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正するものであります。

既決の予算額2億8227万2千円のうち、上水道事業費用で1234万3千円及び簡易水道事業費50万2千円をそれぞれ減額し、補正後の予算は2億6942万7千円とするものであります。

上水道事業費の主なものは、修繕費の138万7千円は上の平浄水場の水位計・テレメータ修繕費であり、企業債利息では繰上償還により、1005万2千円の減額であります。

簡易水道事業費の修繕費173万5千円の増は、湯檜曾浄水場と大穴簡水ポンプ修繕費で、企業債利息では226万7千円の減額であります。

資本的収入及び支出の予算額を補正するものであります。既決の予算額2億6253万5千円のうち、上水道費用事業374万7千円を増額し、簡易水道事業債を121万7千

円とし、78万3千円を増額し、補正後の予算総額を2億6506万5千円とするものであります。

上水道事業費用374万7千円を増額は、企業債が元金の繰上償還に伴うものであります。簡易水道事業費のうち、建設改良費を200万円減額、企業債償還金78万3千円を増額するものであります。

以上説明の後、質疑では、委託料1061万4千円はどこの業者に出しましたか、職員では出来ないのか、1061万円のうち許可変更経費は430万円であり、許可変更申請書作成は特殊な計算等がありますので職員は行っておりません。また請負業者は、水道専門業者の「明水設計」であります。湯檜曾橋架替工事に伴う200万円の減額はどのようになるかでは、新年度予算で計上予定であります。

以上、質疑を終わり、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定しました。以上、申し上げます。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第124号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第124号の質疑を終結いたします。

次に議案第125号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第125号の質疑を終結いたします。

次に議案第126号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第126号の質疑を終結いたします。

次に議案第127号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 予算書5ページ、1980万円を地方債で入れていますけれども、550万円を補正されているということで、これは借り換えということになるのですかね。

議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） そのとおりです。

議 長（傳田創司君） ほかに127号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第127号の質疑を終結いたします。

次に議案第128号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第128号の質疑を終結いたします。

これより議案第124号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に反対討論を行います。小泉改革以来、7年間で社会保障費1兆6200億円抑制の結果、市町村の国保財政

が危機に陥りました。

さらに規制緩和で非正規雇用を蔓延させ、ワーキングプアと呼ばれてしまう労働者を健康保険に加入をさせず、国民健康保険に追いやったことが原因になっております。

国庫負担の水準を回復して、雇用に対する企業の責任を果たさせることによって国民健康保険の財政危機を解決することが政治の責任になっております。

12月15日には、今年5回目の後期高齢者医療費の天引きが行われました。

それだけでなく、65～74歳の前期高齢者と言われる人も国民健康保険料を天引きされた人も出ました。後期高齢者医療制度については、国民の怒りが多くて、4月に発足したばかりで手直しを何度となく迫られてしまいました。

しかし、保険料の軽減も一時的で1年、2年で元に戻ってしまいます。国民健康保険も後期高齢者支援金の新たな負担もさせられています。後期高齢者だけでなく、現役世代の保険料も急増して、後期高齢者支援金の負担に耐えられず、解散に追い込まれた健康保険組合もあります。これも国が保険料負担を減らしたためであります。

中央社会保障推進協議会によれば、後期高齢者医療制度への廃止・見直しを求める意見書採択した地方議会は662議会になりました。

本補正予算についても、後期高齢者医療制度への支援金を含んでおりますので、賛成できないことを申し上げて、反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5番(河合生博君) 議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、賛成討論を行います。

今回の補正につきましては、主に保険給付費の大幅な伸び、後期高齢者支援金の交付決定に伴う増額等により、歳出が増額したために必要な補正予算です。

歳入財源として、前年度繰越金だけでは対応できないため、基金を取り崩して対応するものであります。

国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものがあります。保険給付費は年々増加しておりますが、国保税については被保険者の高齢化、最近ではリストラや非正規雇用者など低所得層も多くなり、保険税負担能力の低下など国保税の税収も増える要素がないのが現状であります。

しかしながら、国民健康保険の運営を行っていくためには必要な財源はどうしても確保しなければなりません。国保税率の引き上げも現実的に避けて通れない問題であります。

また、一般会計からの繰入金を増額も検討するなど、今後の国民健康保険の運営が成り立ちますよう町当局には早急な対策をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、議案第124号の討論を終結いたします。

議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第124号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第125号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第125号の討論を終結いたします。

議案第125号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第126号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第126号の討論を終結いたします。

議案第126号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第127号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第127号の討論を終結いたします。
議案第127号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第127号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより議案第128号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、議案第128号の討論を終結いたします。
議案第128号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第128号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。
-

日程第9 議案第129号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
所管の委員長報告を求めます。
産業観光常任委員長小野章一君。
（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）
- 産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。
担当課より、当初予算に歳入歳出それぞれ2万6千円を追加するもので、歳入については、リフト使用料21万7千円の増額、売店売り上げ見直しによる19万1千円の減額であり、また歳出においては、臨時職員の賃金として、79万4千円の増額、修繕費41万円の増額については第1リフトロープ交換原料高騰によるもので、光熱水費及び燃料費3

5万1千円の減額は平日を貸切営業にするためであります、使用料の81万7千円の減額については、国有林使用料の減額によるもの等の説明がありました。

委員からは、毎日営業でなく、土日祭日、また平日貸切営業とすることで、職員をお願いできるのかとの意見が出ました。

以上、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第129号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第129号の質疑を終結いたします。

これより議案第129号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、議案第129号の討論を終結いたします。

議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第10 教育施設等検討特別委員会委員長報告(中間報告)について

議 長(傳田創司君) 日程第10、教育施設等検討特別委員会委員長報告(中間報告)についてを議題といたします。

所管の委員長より報告を求めます。

教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 7月臨時議会におきまして、設置をされました当委員会ですけれども、早いもので5ヶ月が経過をいたしました。

みなかみ町も、誕生から3年を経過し、行財政改革に取り組んでいるところであることは申すまでもないわけですが、教育施設については、みなかみ町教育施設整備計画検討委員会の答申を基に教育施設整備計画が示されておるわけです。

しかしながら、少子化、財政、施設の耐震等を考えたときに、子供たちが学ぶ環境の安全性をより早く確保するため、計画の見直しの必要性が生じたことから、当委員会が設置されたと考えております。

再度の検討となったわけでありますけれども、当委員会では今までに9回の委員会を開き、議論を重ねてまいりました。

また、8月22日は、総務文教常任委員会との合同で管内視察を行い、施設の現状把握をいたしました。

11月12日は、昭和村の社会福祉法人子育て会「子育て保育園」、また月夜野地区の社会福祉法人三峰会「月夜野保育園」の視察を行い、民設民営での保育園経営を学んできたわけであります。

以上の経過を踏まえ、お配りしました別紙のとおり、中間報告をさせていただきます。読み上げまして、中間報告とさせていただきます。

— 以下、全文を掲載 —

平成20年12月17日

みなかみ町議会議長 傳田創司 様

教育施設等検討特別委員会報告（中間報告）

～みなかみ町教育施設等の整備のあり方について～

教育施設検討特別委員会
委員長 高橋市郎

1. 保育園・幼稚園について

みなかみ町内の保育園・幼稚園については、幼保一体型施設等のこども園を検討し、将来的には民営化による運営を目指すこと。

〔月夜野地区〕

特に月夜野北幼稚園の園児数が減少していることなどから、現有する3つの幼稚園の統合を検討する必要がある。また、将来的には、民設民営で運営している社会福祉法人三峰会運営の月夜野保育園との統合を視野に検討すること。

〔水上地区〕

現在、学校法人による民設民営の方向で、幼保一体型による子ども園計画が進められており、平成22年度の開園を目指して、計画が検討されている。

その中で、同計画のこども園内に水上第1保育園と第2保育園の統合も合わせて検討すること。

〔新治地区〕

現在、にいほる子ども園整備が進められており、平成21年4月の開園を予定している。また、将来的には、民営化を視野に入れて検討すること。

2. 小学校について

小中一貫教育を推進できるような学校配置を検討すること。

〔月夜野地区〕

月夜野北小学校が、生徒数減少により、複式学級になることなどや小中一貫教育の学校配置を考えると、桃野小・古馬牧小の2校を耐震補強整備し、北小については住民意識を考慮し、早期に統合することを検討すること。

〔水上地区〕

幸知小学校が、少子化から複式学級制を取っていることから、今後一年間をかけて統合に向けての話し合い及び準備等を行い、平成22年度に水上小学校と統合する方向で検討すること。また、現在、取り組んでいる小中一貫教育についても、今後も推進する方向で検討すること。

水上小学校については、一部校舎の耐震補強整備により、安全性の確保を優先に検討すること。

藤原小学校の整備については、同地区の実情等を考慮し、現有体育館については耐震補強整備により、安全性の確保を優先に検討すること。

〔新治地区〕

3小学校が、平成20年4月に統合し、現在、新治小学校として開校している。

統合による苦情も聞かれないことなどから、健全な運営が図られていると考える。

したがって、次年度から、小中一貫教育の推進を検討すること。

3. 中学校について

学校施設の安全性の確保を優先し、将来的な中学校のあり方等について調査研究を行うこと。

その内容等については、基本的には各地域にそれぞれ1校を存続することが望ましいことだが、今後の少子化等を考慮すると、将来的には統合を検討する中で町内1校の中学校運営に向けての調査研究を推進すること。

〔月夜野地区〕

月夜野中学校については、施設全体的には新耐震基準を満たしており、将来的な学校統合等に向けての対応は可能な状態にあると思われる。

〔水上地区〕

水上中学校の整備については、施設全体で老朽化が顕著に見られることなどから、校舎及び体育館は改築により整備を図ること。

藤原中学校の整備については同地区の実情等を踏まえ、現有校舎については耐震補強整備により安全性の確保を優先に検討すること。

〔新治地区〕

新治中学校の整備については、同地区の今後の少子化等を考慮すると、校舎及び体育館は耐震補強整備により、安全性の確保を優先に検討すること。

以上、中間報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の中間報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

中間報告について、質疑はありますか。

13番中村正君。

13番（中村 正君） 2ページの小学校の部分でありますけれども、月夜野地区の桃野小、古馬牧小の2校を耐震補強整備し、北小については、これはしないということなのか、どういうことなのか、お聞きいたします。

議長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） 委員会での議論の中に、様々な意見があったことは確かです。

しかしながら、現状の施設を視察した中で、体育館等の施設を耐震補強することを予算を使って、その後の年数的なものを考えるのと、先程申し上げましたように、小中一貫教育ということを考えたときには、月夜野地区全員の子供たちに環境整備するという事等を考えたときには、早期に統合しないと北小学校の子供たちには小中一貫教育と同じ教育を受けることが不可能な状況であるという観点から、耐震補強はせず、早期に統合する方が良からうという意見で一致しております。

議長（傳田創司君） 13番中村正君。

13番（中村 正君） 委員長の説明は、議員の立場としてはよく分かるわけでありまして、ご存知のように、北小学校区は8行政区からなる学校区でありまして、ある意味、学校によって、それぞれの行政区がまとまっている部分もあるのかなど、そんな感じもいたします。大変に我々もそうでありまして、父兄、また地域住民は心の準備が出来ていないなかであります。その中で早期に統合をするということでありまして、これは新治小学校の統合を考えてみましても、長期間にわたって、いろいろな検討を重ねた中で、統合が実施できたという経緯もございます。

そうした中で、「安心・安全の学校教育」という部分を考えてときに、耐震補強をしておかなければ、安全面が維持されないのかなど、そんな危惧もあるわけでありまして、もう一度、その辺をお願いします。

議長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） 確かに、統合という状況になったときの住民の方々のご理解をいただくまでの時間というのは必要だろうという見解ももちろんあるわけです。

しかしながら、我々特別委員会とすれば、こういう方向を出して、地域に一石を投じて、この事について、真剣に議論を始めていただきたいなという思いもあります。

それから、これはPTA役員同士の話を一部伺った中で、当然現状では来年度から複式になるということ踏まえた中で、噂の中で、「北小が古馬牧小か、桃野小学校に統合をされるのではないか」ということを保護者の中で、非常に危惧している人たちがいるということも耳にもしております。そういった状況の中で、あやふやなことで、今後進むのではなく、当然こういうことが将来的に必要なのだということを正面から議論を始めることの必要性を感じ、こういう文章に取りまとめたということでもあります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 2ページの小学校についての中で、「小中一貫教育を推進できるような学校配置を検討すること」と書いてありますが、小中一貫教育ってというのは、教育的成果の上がるものなんですか。

議長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） その内容については、細かくは議論はしませんでした。

しかしながら、現状、中学校と小学校が交流を図る、もちろん授業はそうであれ、いろいろな部分での交流を図ることが小学校から中学校へ行った時のスムーズな移行が出来るのだということは現実的にあるという説明をいただいております。

それから、よく中学校に入って、不登校であるとか、イジメであるとか、そういう問題になる子供たちがあると、いわゆる中1ギャップと言われていることがよくあるのだそうです。

そういったものを解消するためにも、中学校と小学校との交流というものは、あることが望ましいという見解を持つ人もあるそうであります。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) いろんな意見、いろんな見解というのは、人それぞれ千差万別、いろいろありますけども、客観的データとして、小中一貫校の方がこれだけ成果が上がるというデータがあればですね、ああそれは推進した方が良いんだなというふうに思いますけども、そういうデータがない、ただその人のそれぞれ思いこみ、思いのみで推進とまで進めるのは科学的ではない政策だなと思うのですけども、どうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) これを中間報告としているところが、その辺の所だというふうに私は理解をしているわけで、今後、そのようなことをもう少しきっちりと詰めていく必要があるために中間報告とさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 小学校の方についてはですね、そういう形で本当に良いことなら、まあ推進していいんですけども、良いことかどうか分からなければ、そんなにムキになって推進しなくてもいいと思います。

小中一貫校を推進と書いてあって、その次の中学校の方には、中学校を一校というふうに言っていますけども、小中一貫校を3つ作って、最後には一つにしたいということなんですか。中学校を一つにしたいのか、それとも小中一貫校を推進したいのか、どっちをやりたいんですか、これは。

議 長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 一貫校とは書いてありません。一貫教育です。

一貫教育というのは、一貫校でなくても出来るということです。

9 番(島崎栄一君) 配置ということで、配置を検討することと言っていますので、例えば、中学校を一つにして月夜野にした場合、新治小学校から距離は、今の新治中よりも遠くなるわけですから、一貫的なことをするのはより困難となるわけですから、この辺、報告の中に何かちょっと矛盾があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

議 長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 確かに将来的に、例えば中が校を1校にしたときには、その配置というものが崩れるという前提が出てきますね。

それはもちろん、そういうことだと思うのです。その時には、それなりの予算的な配慮が出来るならば、教員の確保をすれば、その教員の移動でものは出来るという解釈、今の現状の中での学校配置というのは、中学校をそれぞれの地域に1校、それと共に出来る範囲の小学校を配置するという現状、だから、物事の短期的、中期的、長期的な物事の考え方をしていくという必要があるかと思えます。

取り敢えずの話の中で、小中一貫校ができる学校配置という見解の中の話です。

9 番（島崎栄一君） 取り敢えずで教育行政をするのは良くないような気がするんですよ。

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） だから、長期的、中期的、短期という見解の中での話です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

18番根津公安君。

18番（根津公安君） 特別委員会の方々におかれましては、熱心に議論をされておられまして、ご苦労様でございます。

報告の中で、月夜野地区の小学校の関係なのですが、先般我々、今年、みなかみ町議会の中で耐震補強の設計を議決しております。

そして、もう来年度4月以降には、3地区の小学校、北小、桃小、古馬牧小と耐震補強を早急に手当をしていくということで、3月に予算化をしていくという現状にあることは委員長も勿論、認識されていると思いますが、そういった現実の中で、今、委員長の方からは北小については耐震補強は一時、考えた方が良くという意見が出されたそうですが、議会の議決を踏まえてある中で整合性と言いますか、その辺は委員会の中で、どのような意見が出たのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） 当然、決めたことは守るのが、当然かなということだと思います。

しかしながら、状況というものは刻々と変わるわけですよ、そういう中で、見直しということを恐れずにやらなければならないことも、経済情勢であれ、少子化であれ、様々な状況を踏まえて、その一番良いということを常に見直して行くということは、これは必要なことであり、当然、そういうことを決められてきていても、見直しを図ることは必要だという意見で、こういうことになりました。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番（速水一浩君） 委員長、大変にご苦労様です。特別委員会を設置して議論をいただいているわけでありましてけれども、私が質問したいのは、今、中村副議長からも、根津議員からも質疑が出ているわけでありましてけれども、今まで積み上げてきたことに対する整合性ということで質問をさせていただきたいと思います。

委員長も仰ったように、まず「みなかみ町施設整備検討委員会」で、19年2月に答申を出されているわけです。それに則って、ずっと施設整備を今まで進めてきて、その間、いろいろな形の中で議決をしていますし、私の立場からすると、19年12月に施設の統廃合特別委員会の中でも、提言をご議決いただいているわけですがけれども、その中身はあくまでも、みなかみ町施設整備検討委員会での答申をしたことは尊重をするということと進んできているわけです。

今、委員長のお話をお聞きすると、事情だとか、いろいろなものは刻々と変わるのだと、だから見直しは必要なのだということであるかもしれないのですけれども。

少なからず、当初議論をされた方々のデータと、委員長の持っているデータとで違う部分はたぶん四川省の地震の有る無しくらいかと、私はそういうふうに思っているのです。

確かに大変な災害であったわけですがけれども、その中でIS値ですとか、その他諸々の数値はそれ以前にも出ていたこととすし、中国の手抜き工事による災害だったという、要するに人災だったというふうな捉え方を日本国民がしている部分も多いと思うのです。

そういうことからすると、本当に僅かこの数ヶ月間で、まず2月に町の施設整備検討委員会が延べ100人以上の住民代表、区長さんや議員も入り、PTAの役員も入り、学校関係者、あるいは学識経験者が3地区で、それぞれ議論をしてきているわけで、それで議会としても、今までずっと答申については尊重しようということやってきたのではないかと思うのです。

そういう観点からすると、ここで新たにまた議会の特別委員会が違う方向性を出すと、住民は何を信じて、どこの話を聞いていったら、どこと話をしていったら良いのかというのが、非常に分かりづらくなると思うのですけれども、その辺をお聞かせいただけますか。

議長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) ただ今の質問は、水上地区の小中一貫校の話という解釈でよろしいのですか。

19番(速水一浩君) そうではなくて、今言いましたように、中村副議長も根津委員長も月夜地区のことについても言っています。

私の場合も、月夜野も水上もそうですし、そういう観点の中で取り敢えず質問はさせていただいている、内容が違うのだと思うのですよ。

議長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 議論の中で、そういうことを深くしたかということ、確かにしなかった現実はあるかと思えます。時間的に中間報告ということですから、この先もやっていかなければならないという解釈はしているのですけれども。

ただ、特別委員会を設置するという段階において、私自身の見解というのは、総務文教常任委員会があるのだから、それ程のことはいらぬのかなと、速水議員の仰られるとおり、方向は各地区、またそれぞれの委員会が出来てやられていたのだから、あとは常任委員会でその事は議論することで十分ではないのかなというのは、私の考えとしてはあったわけです。

しかしながら、議長の指名選任で、7月臨時議会で指名をされ、たまたま私が互選で委員長ということになったわけです。そういう中での議長の指名選任が委員会構成を見ていただければお分かりかと思うのですけれども、水上地区、これは選挙区制で選ばれた議員でなければ、私はどこの誰とは言いませんけれども、選挙区制で選ばれた今の議会の中で、水上地区が5割の人選をされているのです。

月夜野地区は2割ですよ。こういう人選をされた中で、何を議論するのかなと言われたときに、決して私はここで選任をされたときの挨拶の中で、重い荷を背負わされたなという感想を述べた思いがあるのですけれども、決して何の意図があつてそういう構成なのかなという思いの中で今もいます。

しかしながら、それはそれとして、ですから、総ての方向というものは最新に決定をしたことが、良い事かどうかは分かりませんが、多くの皆さんと議論をして、決定をしていくことは常々やっていくことが必要であると、以前に決めたことだから、それをやれば良いんだって言ったら、議会の必要性はなくなるんだというのが、委員会でもそういう議論であったわけです。

ですから、議論をして、今の状況を見つめた中で、将来的にはこういうことが良かろうという結論に達したのが、この文章であるということでもあります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 最後の方でやっのご回答をいただいているのではないかと思いますのだけれども。要するに、最新の決めたことが議会の方向性、あるいは先程来、私が言っているのは100人から組織する大組織の中で決めてきたことも含めて、これから決めることが取り敢えず、ここですと議会の方向性ということになるのだと思うのですけれども。

それだと私は、ちょっと違うのかなと思うのです。

7月に特別委員会が設置をされて、8、9、10、11、12と4~5ヶ月ということですよ。この間、例えばもう一度、みなかみ町学校施設等検討委員会の中に再度、投げ返しても多分出たでしょうし、ある程度、期間内に結論を出してくれと言うことであれば、そういう可能性も十分にあったかなと、今日、原澤議員の方からもまちづくり基本条例についても出ていますけれども、4月1日から公募をされているわけですよ。

その趣旨からしても、住民と一体となって、まちづくりをして行くんだという観点からすると、やっぱりその辺がどうしてもないがしろに出来ない部分なのかなと感じる部分があるのです。

ですから、ぜひ今、中間報告ということで、その辺を再度議論をしたいということで仰っていただいているわけなので、それにしてもちょっと北小については、来年度予算において耐震補強をするなどというふうな今ご意見もいただいているわけですが、その辺も踏まえてもう一度、再考をしていただけたらということも踏まえて、質疑を終わらせて頂きます。

議長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 特別委員会のあり方というのは、私は非常に悩みそこに栄養が足りないもので、よく分かっていないのですけれども、この報告は議長にするわけですね。あとは議長がどのように取り扱うかということになるかと思うので、その辺は議長にお任せをしたいなと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1番前田善成君。

1番(前田善成君) 官から民への方向性について、お伺いしたいのですが、民間の方に運営を任していくような方向で中間報告はなっていますが、今民間の幼稚園、保育園の倒産事例というのがもの凄く多くて、それについて調査をしていなかったことについての責任追及等が埼玉、東京で起きているのですが、方向性を出していく中で、そういうことの検討があったのかというのが1点です。

それと月夜野地区の小学校についてなのですが、北小学校の住民意識を考慮してという文言の、すみませんが、「住民意識の考慮」という「考慮」については、どのようなことを考えているのか、その2点について、お聞かせ下さい。

議長(傳田創司君) 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

(教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設検討特別委員長(高橋市郎君) 最初に幼稚園、保育園の関係なのですが、完全な民営ということ、これから将来的に少子化を考えたときに、完全な民営化はもちろん必要であっても経営的に、将来的に民営の経営が成り立っていくかということを考えてときに、非常に不安のあることは確かであります。

そういった採算ベースを考えて、物事をやるのが民営だということ、ということになってきますと、これは民営の月夜野保育園や昭和の子育て保育園を視察した中での話なのですけれども、当然、非常に厳しい経営を現状でもしているのだと。

やはり都会の子供たちがたくさんいる所であれば、経営努力をすれば、子供たち、園児を集められることは可能だよと、それは経営努力によってですね。

しかしながら、絶対数のいない、この地域で健全な経営が出来るかと言うと、それは非常に不安な要素が多いと。

そういうことの中で、どういう事が良いかと、民営でありながらも、行政がきちんと支援をする体制というものは、子育て支援という中でやっていくことは必要ではないかということを実施見学、視察の中で学んできたということでもあります。

それから、学校についての住民意識を考慮して、これは先程来、統合ということになると非常にいろいろな問題が生じてくるということで、そういう中で、いわゆる委員会として一石を投じる中で、教育委員会なり、当局と住民との話し合いを持って、これから進んで頂きたいという思いがあつての「考慮」であるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 最初に民設民営についてなのですけれども、確かに来年度から幼稚園の教育に支援教育も含まれてくる、それに対して、交付税参入がされてきますので、そういうことのチェックをする体制だとか、経営チェックをする体制というものが、どうしても必要になってくるのではないかなと思いますので、その辺についてもやはり検討をして頂きたい。

それと地域住民との検討ですかね、話し合いを持っていく中で、どうしても北部は統合中学校の件が一度ありまして、そういうものがどうしても住民の中に根深く残っている地域で、その辺の所を考慮していただいて、統合有りきではなくて、まず統合の説明だとかいうものを、知って頂くとか、学校の検討について考えて頂くとか、そういう場所、まず話し合いをする場所の設定、そういうものから始めていってもらえるかどうかについて、お聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） 当然、そういう話し合いを持って物事は進めて、話し合いというものを持ってあくまでやっていくことが前提であることは言うまでもありません。

しかしながら、子供たちのことを第一前提でものは進めるべきというのが委員会での結論でした。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） いろいろ検討をされるとですね、今幼稚園とか保育園、小学校とかでは、非常にパートの先生が多くなってしまっていて、同じ仕事をしながら給料が半分であるとかという問題が出て、そういうことが教育にも影響するのではないかと心配しているのですけれども、やはり統合とかそういう問題を民間に渡してしまえば、それで済むということではなくて、やはり町や公共の部分が、ある程度責任を持つような体制が必要ではないかと考えるのですけれども、その辺の考慮はどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 教育施設検討特別委員長高橋市郎君。

（教育施設検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設検討特別委員長（高橋市郎君） 民間に任せれば、すべて物が済むという見解は誰も持っているわけではありません。

しかしながら、そういった方向で、民営でやっている人たちの現場を見たときに、それなりの努力をして決して、臨時であるから、パートであるから子供を健全に面倒を見ていないとか、そんなことは決してない。新治地区から、私立の月夜野保育園に子供を預けている親御さんの話を聞きましたという委員さんのお話の中で、「非常に良く面倒を見て頂いているのだと、決して民営だから、経営が（大変だから、）よいじゃあないからどうのとかということはないですね。」という話がありました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、以上で教育施設等検討特別委員会委員長報告（中間報告）についてを終わります。大変にご苦労さまでした。

日程第 1 1 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第 1 0、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第 1 2 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第 1 0、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 年の瀬を迎え、慌ただしい毎日が続いておりますが、議員各位には熱心なご審議を頂き、12月議会も閉会の運びとなりました。ご協力に心から感謝申し上げます。

さて、水上地区の教育施設整備計画の変更は、5ヶ月余りにわたり種々の議論を重ねてきましたが、この議会では水上中学校の改築を全会一致で決定をして頂きました。

この上は来年度で実施設計を行い、22、23年度で完成する予定であります。

また、第一保育園と若栗幼稚園は、学校法人・建明寺学園の民設民営により、幼保一体型の認定子ども園計画を進めていますが、園舎の建設は平成21年度を予定しております。

さて、観光振興は地域の資源を活かし、地域の魅力を広くPRするところにあります。

このため、今年は実験的に奥利根湖に「はとバス・ツアー」を入れて、湖上遊覧と民宿の地場産の料理を提供しました。商品としての売れ行きは今一つでありましたが、参加した旅行客からは大変な好評をいただきました。商品のPRや提供の仕方等については、まだまだ工夫が必要ですが、大きな魅力であることは間違いありません。

こうした中で、一つには谷川岳を中心とするエコツーリズムに取り組み、二つ目は地域の歴史を観光資源とする振興策を進める考えであります。

谷川岳エコツーリズムは、JR東日本高崎支社とJR東日本ウォータービジネス社にご参加を願い、明日18日、町内の各種団体を始め、関係する行政機関の皆さんにお集まりを頂きまして、推進協議会設立準備会を開催する運びになりました。今後の取り組みに、大きな期待を寄せているところであります。

次に歴史を活かした取り組みにつきまは、来年のNHK大河ドラマ「天地人」の放送に合わせて、まずは戦国時代の郷土の歴史に光をあてて見たいと思います。

そこで今年は、歴史に詳しい皆さんが、「みなかみ町歴史を語る会」を設立して、郷土の歴史探訪が始まりました。町民の皆さんは大きな関心を持たれて、先般は「戦国時代の郷土」と題して、渋谷浩先生にご講演を頂きましたが、月夜野改善センターのホールに入りきれないほどの盛況でありました。

また11月18日には、「天地人」の原作者であります火坂雅志氏をお迎えして、「直江兼継の義と愛・天地人を語る」の演題でご講演を頂きました。その内容は、波乱の生涯を通して利を捨て、民・義・故郷への愛を貫いた上杉家の武将・直江兼継公の魅力などが話されました。

その中で、次は「真田三代」（幸隆・昌幸・信繁に至る真田家三代）の歴史小説を書くことと発表をされました。これに伴い、名胡桃城址や真田縁りの地をつぶさに視察をしたいと話されました。

また講演会終了後、この小説は長野県の地方紙である「信濃毎日」に掲載する予定なので、是非とも、上毛新聞に掲載依頼をして欲しいと要請をされました。

私は、この真田氏の歴史小説によって、我が町の歴史や文化を再認識し、心豊かな町づくりができたらと考えました。そこで、去る12月9日に、渋谷浩先生、登坂教育長にご足労を願ひまして、私と観光課長の4名で上毛新聞社に出向きまして、渡辺副社長と北村

専務に連載のお願いをしてきたところでもあります。

「真田三代」の歴史的な資源の活用に期待しているのは、長野県のみならず、吾妻郡内の町村や沼田市も同じであります。今後はこれらの市町村と緊密な連携を取って、原作者・火坂雅志氏の「真田三代」が上毛新聞に連載されるように、更なる要請行動を続ける決意であります。議員各位のお力添えをお願い申し上げます。

今年もあと僅かとなりましたが、連日のように、企業のリストラや就職内定の取り消し等の暗いニュースが報道されています。憂慮する毎日ですが、一刻も早く国の経済対策等で、この厳しい局面が打開されることを願っているところであります。

向寒の砌、健康には十分に留意されて、ご壮健で輝かしい新春を迎えられますようにお祈りを申し上げて、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

今年も残り少なくなる中、今期定例会、予定をされました案件の全てを議了し、本日ただ今をもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位を始め、当局執行部並びに関係者の皆様には大変なご協力を頂きましたことに対し、心より深くお礼申し上げます。

年月の流れは速く、最早や旧3ヶ町村が合併して、新町みなかみ町をスタートさせてから、丸3年2ヶ月が経過いたしました。

合併当時の将来に向けての想いを忘れることなく、町の来るべき姿を胸に描きながら、安心・安全の住みよい町づくり、そして、健全財政確立に向けて、その実績に向けての計画に沿い、今、順次進められている状況にあります。

すでに第一次総合計画・まちづくり基本条例の制定がされ、行財政改革を推進する公共施設の統廃合等も検討を重ねています。

また、更に一步踏み込んで協働のまちづくり・都市計画審議会・環境力推進検討・谷川岳エコツーリズム推進協議など、新しい町づくりに向け、方向をしっかりと定めていくための委員会が発足されております。これらの委員会や町全体の中から、それぞれの立場からの代表により、この町がより一層、町民を中心とした、町民のための開かれた町となることを一日も早く、望むものであります。

議会としても、尚一層の今後の目標に沿い、企業誘致振興、そして、教育施設などに関する諸問題を将来に向けて、特別委員会の中で検討してきていることは各委員長からの報告の通りであります。

国の事情と都合によりまして、その指導を受けながらの、最終的には民意により選択をした平成の大合併でありますけれども、今後はそれを選択し決定した者の責任において、努力を重ね、目的達成を図らなければならないと考えます

それには、そこに住んでいる住民が相互に相手を尊重し、信頼と思いやり示すことができれば、どんなに厳しい事情があろうとも、必ず克服していけると確信したいと思っております。町民の付託にどう応えるか、共存共栄を計る手段はどうすべきか、もう一度真剣に検討する必要を感じます。今後、実施予定の町民アンケートなど、是非ともこれら資料の基となることを望みます。住民との一体の中で、意見の違いなどは民主主義のルール

を守り、協調していくことが大切であります。

本定例会は本日をもって閉会となりますが、閉会中にも多岐にわたり議会活動は続きます。これからは、寒さが日増しに厳しさを増してまいります。また、年の瀬ともなりますと何かと気忙しくなります。

お互いに健康には充分ご留意されまして、存分な悔いのないご活躍をされまして、健やかな新春を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

議員各位、町当局関係者の皆様方には大変にお世話になりました。

閉 会

議長（傳田創司君） これにて、平成20年第8回（12月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（ 16時20分 閉会 ）